総社市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月26日

## 総社市教育委員会委員長 林 直 人

## 総社市教育委員会規則第4号

総社市立幼稚園規則(平成17年総社市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動 後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」と いう。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(入園の時期) 第5条 略 (1学級の幼児数) 第6条 略 (教育課程) 第7条 略 (教育時間など) 第8条 略 (課程の修了) 第9条 略	(入園の手続き) 第5条 幼稚園に幼児の入園を希望する保護者は、毎年教育委員会が定めた 日までに入園願を教育委員会に提出しなければならない。 (入園の許可) 第6条 入園の許可は、教育委員会が行う。 (入園の時期) 第7条 略 (1学級の幼児数) 第8条 略 (教育課程) 第9条 略 (教育時間など) 第10条 略 (課程の修了) 第11条 略 (退園の手続き) 第12条 園児を退園させようとする保護者は、速やかに退園届を教育委員

改 正 後	改 正 前
(その他) <u>第10条</u> 略	<u>会に届け出なければならない。</u> (その他) <u>第13条</u> 略
別記様式( <u>第9条</u> 関係) 略	別記様式( <u>第11条</u> 関係) 略

附 則 この規則は,公布の日から施行する。